

# 令和8年度実践的なインターンシップモデル構築業務 企画提案仕様書

## 1 目的及び概要

県内の企業・仕事に対する学生の理解を深めるため、県内企業において社長など社内で主要な業務に携わる社員に同行（以下「社長秘書体験」という。）する手法によるインターンシップのモデルを構築する。

## 2 インターンシップ参加学生

- ・青森中央学院大学
  - ・弘前学院大学
  - ・八戸学院大学
- 各大学3名程度（学生の募集・決定は大学が行う）

## 3 参加企業

10社程度（企業の選定は県が行う）

## 4 委託期間

契約締結から令和9年1月29日（金）まで

## 5 業務内容

### (1) 実践的なインターンシップモデル構築業務

下記ア～ウにより、上記2の実施大学の学生を参加者として、上記3の企業を対象に、社長秘書体験を実施する実践的なインターンシップ（合計5日間以上）を企画・運営すること。

#### ア 参加企業等を対象とした事前勉強会の開催

(ア)人材確保における現状、事業の目的、概要及び期待される効果等の説明、先行事例の紹介、効果的なインターンシップとするための知識などを学ぶ事前勉強会を1回以上開催すること。

(イ)事前勉強会で事例発表等を行う講師の案を提案すること。なお、選定に当たっては県と協議すること。

#### イ インターンシップの調整・実施支援

下記(ア)～(エ)に掲げる取組などの実施により「社長秘書体験」の手法によるインターンシップの実施を支援すること。

##### (ア)参加企業の視察・ヒアリング

(イ)社長秘書体験を実施するインターンシッププログラムの内容に関するアドバイス、大学関係者等との意見交換

(ウ)インターンシップの実施に関する大学等との協議・調整

(エ)インターンシップ振り返り（参加学生から企業へのフィードバック）

#### ウ 成果報告会の開催

- ・「社長秘書体験」の手法によるインターンシップに取り組んだ結果を他の県内企業等に普及させる場として、成果報告会を開催すること。
- ・参加した企業関係者及び参加学生等に対してアンケートを実施し、事業目的に対する効果を測定すること。

## (2) 動画制作業務

ア 業務内容(1)の様子を撮影し、ドキュメンタリー風の動画を制作すること。

イ 制作本数は3本とする。

ウ 動画の長さは、1本あたり8～10分以内とする。

エ 学生用のプロモーション動画として、ウの内容を1本あたり1分程度に編集した動画を制作する。

オ 以下の構成案を参考に、動画の構成案を提案すること。なお、実施に当たっては県と協議すること。

	項目	内容
1	オープニング	「密着！社長秘書体験」などタイトル表示
2	参加学生の紹介	参加動機、自己紹介、県内企業に対するイメージ等
3	インターンシップ企業の紹介	業種・地域・特徴(若手の活躍、地元密着型、社内の雰囲気等)
4	社長秘書体験同行の様子	社長同行、打合せ、業務体験等の場面に密着 ※動きや驚きのある場面を中心に
5	参加学生と社長等の感想	・学生の成長の実感や、県内就職への意識変化などのポジティブなメッセージ ・社長の本事業の評価や、青森の若者に期待するメッセージ
6	クロージング	インターンシップ事業全体の紹介 等

## (3) 構築モデル及び制作動画の普及

本業務で構築したモデル及び制作した動画を普及するために効果的な手法を提案し、実施すること。なお、実施に当たっては県と協議すること。

## 6 対象経費

(1) 事業の実施に係る経費(講師等への謝金、旅費、会場等借上費、印刷費、通信運搬費 等)

(2) 委託業務に従事する者の人件費

(3) 一般管理費(消費税相当額を除く事業費総額の10%以内の額とする。)

(4) その他、当該事業に必要と認められる経費(要事前協議)

※ただし、次の経費は対象外とする。

- ・土地、建物、備品(オフィス機器、家電、デジカメ、パソコン等の物品及びソフトウェア)の取得費
- ・施設、設備の設置費、改修費
- ・その他事業と関連性が認められない経費

## 7 仕様書の内容の変更

発注者は、業務の目的を達成するため必要と認める場合は、受注者と協議の上、本仕様書の一部を追加、変更することができる。

## 8 成果品

- (1) 業務完了報告書（電子データ）
- (2) 本業務で制作した各動画  
（DVD-Video 形式、Blu-ray 形式のディスク各 4 枚、電子データ）
- (3) その他、本業務実施にあたって制作した成果物一式

## 9 著作権

- (1) 受注者は、成果品が第三者の著作権その他の権利を侵害していないことを保証し、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとする。
- (2) 本業務の成果品（以下「成果品」という。）については、成果品に関する著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及び所有権を含めて、全て発注者に帰属するものとする。  
また、受注者が再委託した第三者が制作した著作物の著作権についても発注者に帰属するものとする。
- (3) (2) において帰属した権利を保有した成果品（著作物）については、発注者及び発注者から正当に権利を取得した第三者が使用する場合において、受注者の承諾無く自由に使用できるものとする。
- (4) 受注者は、発注者並びに発注者から正当に権利を取得した第三者に対し、著作権者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しない。

## 10 留意事項

受注者は、本委託事業の実施に当たり、次の事項に留意するものとする。

- (1) 受注者は、本委託事業が円滑に遂行されるよう留意すること。
- (2) 受注者は、事故又は大幅な遅延等の本委託事業の遂行に支障が生じた場合、若しくは生じるおそれがあると認める場合は、速やかに発注者に報告し、指示を受けること。
- (3) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に疑義が生じた場合には、発注者と受注者が協議の上、発注者の指示に従って業務を行うものとする。